予 算 要 求 資 料

令和3年度12月補正予算 支出科目 款:商工費 項:商工費 目:金融対策費

事業名 緊急経済対策信用保証料補給金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商業・金融課 資金融資係 電話番号:058-272-1111(内 3064)

E-mail: c11363@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

3.501 千円 (現計予算額:101.644 千円)

<財源内訳>

				,	財	源	内	記	7		
区	分	事業費	国 庫	分担金	使用料	財産	寄附金	その他	県 債	_	般
			支出金	負担金	手数料	収入				財	源
現	計	101,644	0	0	0	0	0	0	0	101,	644
予算額											
補	正	3, 501	0	0	0	0	0	0	0	3,	501
予算額											
決分	官額	3, 501	0	0	0	0	0	0	0	3,	501

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

・原油及び原材料等の高騰、並びに為替変動の影響により、経営の安定に支障が生じている県内中小企業・小規模事業者を支援するため、県制度融資を利用する中小企業者に対して保証料補給を行うことで負担を軽減し、資金繰りを支援する。

(2) 事業内容

- ・中小企業者が負担する信用保証料を岐阜県信用保証協会の基準保証料率より 低い保証料率とし、保証料の差額を信用保証協会に補給する。
 - ○原油高対策資金

原油の高騰により影響を受けている中小企業者の負担を軽減するため、原油高対策資金の信用保証料率を0.10%引下げることとし、差額を県信用保証協会への保証料補給により対応する。

○原材料高対策資金

原材料の高騰により影響を受けている中小企業者の負担を軽減するため、

原材料高対策資金の信用保証料率を0.10%引下げることとし、差額を県信用保証協会への保証料補給により対応する。

○為替変動対策資金

為替の変動により影響を受けている中小企業者の負担を軽減するため、為 替変動対策資金の信用保証料率を 0.10%引下げることとし、差額を県信 用保証協会への保証料補給により対応する。

◇上記3資金信用保証料率(企業負担率)(補給前) 0.60% ⇒ (補給後) 0.50%

(3) 県負担・補助率の考え方

·新年度(33,502 千円) 令和3年度新規保証分

①経済変動対策資金信用保証料補給金	5,500
②セーフティネット保証信用保証料補給金	1, 167
③創業支援資金信用保証料補給金	15,667
④ 危機関連対応資金信用保証料補給金	4,000
⑤ 事業承継支援資金信用保証料補給金	3,667
⑥原油高対策資金信用保証料補給金	1, 167
⑦原材料高対策資金信用保証料補給金	1, 167
⑧ 為替変動対策資金信用保証料補給金	1, 167

·旧年度(71,643千円) 平成28~令和2年度新規保証分

①経済変動対策資金信用保証料補給金	7,441
②セーフティネット保証信用保証料補給金	4,026
③創業支援資金信用保証料補給金	56, 481
④危機関連対応資金信用保証料補給金	195
⑤ 事業承継支援資金信用保証料補給金	3,500

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	3,501	県制度融資を利用した場合の信用保証料の追加補給

決定額の考え方

4 参考事項

(1)国・他県の状況

制度融資運営においては、すべての都道府県で、預託、信用保証料補給、 利子補給、損失補償など何らかの支援措置を実施している。

(2)後年度の財政負担

当該年度新規保証分を6年に分割して支払う。

(令和3年度新規保証分)

```
令和 3 年度 33,502 千円 [令和 3 年度予算]
令和 4 年度 33,502 千円
令和 5 年度 33,502 千円
令和 6 年度 33,502 千円
令和 7 年度 33,502 千円
令和 8 年度 33,502 千円
```

*参考

- ・令和3年度の負担
 - ① 新年度···令和3年度新規保証分
 - ② 旧年度・・・平成28~令和2年度新規保証分

県 単 独 補 助 金 事 業 評 価 調 書

□ 新規要求事業■ 継続要求事業

補助事業名	緊急経済対策信用保証料補給金
補助事業者(団体)	岐阜県信用保証協会
	(理由)上記協会は、信用保証協会法に基づき設立さ
	れ、中小企業者等が金融機関から貸付等を受ける際に、
	その債務を保証することを主たる業務としている。
補助事業の概要	(目的) 県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽
	減し、利用しやすい制度の維持を図る。
	(内容)中小企業者が負担する信用保証料を岐阜県信
	用保証協会の基準保証料率より低い保証料率とした通
	常分に加えて、特定の資金に追加補給する。
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
補助率・補助単価等	
補助率・補助単価等	定額・定率・その他(例:人件費相当額)
補助率・補助単価等	定額・ <mark>定率</mark> ・その他 (例:人件費相当額) (内容) 0.10~1.10% 別紙参照
補助率・補助単価等	定額・ <mark>定率・その他(例:人件費相当額)</mark> (内容)0.10~1.10% 別紙参照 (理由)信用保証負担の大きい層に厚くするという考
補助率・補助単価等 補助効果	定額・ <mark>定率・その他(例:人件費相当額)</mark> (内容)0.10~1.10% 別紙参照 (理由)信用保証負担の大きい層に厚くするという考え方に基づき、一定料率以上の信用保証料を負担する
	定額・定率・その他(例:人件費相当額) (内容) 0.10~1.10% 別紙参照 (理由)信用保証負担の大きい層に厚くするという考え方に基づき、一定料率以上の信用保証料を負担する利用者に対し、その一部を補助するもの。
	定額・定率・その他(例:人件費相当額) (内容)0.10~1.10% 別紙参照 (理由)信用保証負担の大きい層に厚くするという考え方に基づき、一定料率以上の信用保証料を負担する利用者に対し、その一部を補助するもの。 経営環境の厳しい中小企業者に対して県制度融資を
補助効果	定額・定率・その他(例:人件費相当額) (内容) 0.10~1.10% 別紙参照 (理由)信用保証負担の大きい層に厚くするという考え方に基づき、一定料率以上の信用保証料を負担する利用者に対し、その一部を補助するもの。 経営環境の厳しい中小企業者に対して県制度融資を利用する際の負担を軽減できる。

(事業目標)

・終期までに何をどのような状態にしたいのか

厳しい経済環境の中、県制度融資を利用する中小企業者の負担を軽減し、 利用しやすい制度の維持を図ることによって、中小企業者の資金調達の円滑 化を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	目標	目標	
1日 1示 1口	(H12 年度末)	(R3 年度末)	(終期)	
①岐阜県中小企業資金融資制度融資額	30,576,692 千円	42,074,000 千円	42,074,000 千円	

	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	64,537 千円	82,750 千円	88,146 千円	107,818 千円	(要求額) 201,000 千円
指標①目標	69,899,000 千円	59,832,000 千円	51,380,000 千円	50,613,000 千円	42,074,000 千円
指標①実績	19,029,737 千円	18,551,268 千円	23, 892, 724 千円	359,361,901 千円	(推計値) 21,037,000 千円
指標①達成率	27.2%	31.0%	46.5%	710.0%	(推計値) 50.0%

(前年度の成果)

県制度融資にかかる利用者負担の軽減を図ることによって、県内中小企業者への金融円滑化に寄与した。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

経済環境の変化に対応し、県内中小企業者の金融支援のためとなる制度の 見直しを図る。

(事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○:必要性が高い、△:必要性が低い

(評価)

新型コロナウイルス感染症により、幅広い業種で、売上減少や 資金繰り悪化など深刻な影響が生じている。また、米中貿易摩擦、 原油価格動向や慢性化した人手不足も影響し、依然として先行き 不透明な状況が継続しているため必要性は高い。

・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

令和2年度における県制度融資の新規融資実績は、20,836 件、3,594 億円であり、資金調達にかかる負担を軽減することで、県内中小企業者の収益性向上に寄与できた。

事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

○:効率化は図られている、△:向上の余地がある

(評価)

経済環境の変化に適宜対応して、制度を構築、見直している。

 \bigcirc

(事業の見直し検討)

新型コロナウイルス感染症及び消費税増税による影響等で、業況が悪化した中小企業者や新規開業者に対して資金調達にかかる負担軽減に寄与することができたと評価するため、翌年度も継続する。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

|継続|・削減・統合・廃止

(理由)

金融支援を行うことにより、県内中小企業者の経営活性化、安定化を図り、 県経済の活性化を支援していく必要があるため。